

平成28年7月5日開会

(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第7回農地部会議事録

- 1 招集日 平成28年7月5日(火)
- 2 開会日時及び場所
平成28年7月5日(火) 午後2時01分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成28年7月5日(火) 午後3時16分
- 4 委員氏名

(1)出席者(16名)

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	7番 渡辺 勝美	8番 本田 岩勝
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭	14番 吉田 良一
15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	24番 草野 定
28番 田浦 則利	32番 鶴殿 徳康	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳

(2)欠席者(2名)

4番 渡部 篤 33番 渡邊 茂徳

(3)部会長の求めにより出席

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
主 査	福田 智美
嘱 託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名につ

いて

日程第7 議案第45号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

午後2時01分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に達しておりますので、部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めてまして、皆さんこんにちは。とりあえず田植えも済ませてのご参加と思いますけれども、ご多忙の中、ご参集いただきましてありがとうございます。それでは座って進めさせていただきます。

ただいまから平成28年第7回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第41号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第43号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第44号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について、議案第45号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上6件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、11番、松尾委員、14番、吉田委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第40号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第40号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号21番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせくだ

さい。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号21番については、農地所有適格法人が農地を取得する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号21番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号21番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号22番から24番については、借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。15番、平野委員、どうぞ。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号22番、23番、24番については、営農計画書にもありますとおり、新たに農地を借り受けて営農を開始する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号22番から24番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。小筏委員。

○委員（35番 小筏 正治君） 35番、小筏ですけど、この譲受人は元小浜の人と言ってましたけれども、間違いはないですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 間違いありません。

○委員（35番 小筏 正治君） 私たちはこの近くにおいて全然わからんもんで、小浜の人たちは、この人をご存じでしょうか。小浜の人も知らないと言っていましたから、ちょっと。

○課長補佐（増富 浩彦君） 出身が小浜町ということだけしか私も聞いておりませんので、年齢も多分、相当、新規就農を受けるぐらいだから若いもんですから、ちょっと顔も知らないというのが事実なんですけれども、小浜町出身ということだけは聞いております。

○委員（35番 小筏 正治君） 小浜の人は、その人だったら知ってるというかな、どうかなと思っただけ聞いてみたんですが。

○議長（馬場 保君） 大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 3番、大島です。国見町の土地でしょう、これ全部。国見町の土

地はこんなに下作は安いんですか。全部ゼロじゃないですか。

○委員（35番 小筏 正治君） その点は私もちょっと現地調査会の時に質問をしたんですよ。全部ゼロとなっているので、質問したんですけども、相手同士がそういうふうにしとっけんですね。

○議長（馬場 保君） 平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 本人さん同士ですね、地主さんが、作りきらんというような話でございましたので、借りてくれらすだけでもよかという感じの、これは結構、あとですね、やっぱり放棄地になりかけというか、そういうことじゃなかったかなと思っております。

○委員（3番 大島 忠保君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号22番、23番、24番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号25番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） 議席番号1番、水口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号25番は、平成28年2月に農地を取得し新規就農された方が、新たに農地を取得する案件です。現地調査会において、2月に取得した農地が耕作されていないように見受けられ、今回新たに農地を取得するのはどうなのかとの意見が出ました。事務局より申請人に確認してもらったところ、今回取得する農地を含め必ず耕作を開始することでした。耕作開始時期等、詳しい内容を書面で提出してもらおうこと、また、地元農業委員が今後の動向を見守り指導していくことを条件に、許可を認めてはどうかとの意見になりました。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号25番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 18番、内田です。この売買の対価が、593平米と774平米、1反3畝ぐらいで34万1,000円というのは、ここの場所が悪いのかどうかどうか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 場所はですね、悪いです。現耕作放棄地の状態ですね。どうしてもそこを求めてつくるといことなので、この値段でも妥当じゃないかという意見だったかと思っ

ております。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） さっきの説明では、この前の場合も取得した後、耕作をしていないということでしたが、またそういう不便なところを購入されて、本当に耕作が開始されるのちょっと心配な部分がありますので、指導かれこれは、よろしく願いいたします。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） その辺は行政書士が中に入っておられまして、行政書士のほうにも確認をとっておって、機械も今度は購入されておって、今は会社勤めをされてるんですけども、10月には退職されて、10月から本格的に耕作放棄地の解消から始めて作物も植えるということで聞いております。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。

○委員（18番 内田 弘幸君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） 内田委員からご質疑ありましたけれども、ほかにご質疑ございませんか。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 作物のケルンとかコキアとかモリアザミ、どげんとですか、これは。

○課長補佐（増富 浩彦君） ケルンはヤマクラゲ、モリアザミがヤマゴボウです。特殊な野菜みたいです。

○議長（馬場 保君） 事務局、私からですけど、本人の職業が、会社員兼農業ということになっておりますので、その辺もちょっと説明していただけたらわかってもらえると思いますけど。

○課長補佐（増富 浩彦君） 今の勤め先は、海外輸入農産物の販売という食品会社に勤めておられまして、そこでそういった、先ほど挙がった珍しい、ケルンとかコキアとかモリアザミとかをつくってらっしゃるみたいです。そこで研修をして、今回、自分でそれを作ろうとしているみたいです。

○議長（馬場 保君） よろしいですか。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号25番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号26番、27番については、交換による案件ですので、一括して審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号26番、27番については、お互いの耕作利便のため交換する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号26番、27番について、ご質疑がありましたらお願いします。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 36番、川内です。これ有償って幾らなんですか、その額とか何とか、有償の。

○課長補佐（増富 浩彦君） 土地と土地をかえて、土地を対価としておのおのが交換。無償じゃなくてですね、お金は発生しないんですけども、農地と農地を交換して、それを対価として交換ですので、有償になると思います。

○委員（36番 川内 幸徳君） わかりました。

○議長（馬場 保君） 川内委員よりご質疑ございましたけれども、ほかにご質疑ございませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号26番、27番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号28番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号28番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号28番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号28番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号29番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号29番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号29番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号29番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号30番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。大島委員。

○委員（3番 大島 忠保君） 議席番号3番、大島です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号30番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号30番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号30番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号31番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号31番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号31番について、ご質疑がありましたらお願いします。渡辺委員。

○委員（7番 渡辺 勝美君） 譲渡人・譲受人の姓が違うので、ご親戚ではないみたいですが、対価を見てみますと贈与となっておりますが、これはどういうことで贈与になるのですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） この譲渡人と譲受人さん、もともと親同士、親の時代にこの農地を交換されておって、もうそのまま今、譲受人が耕作されていらっしゃって、今回この土地が、土地改良区基盤整備を多分されるということで、どうしても名義を変えなくてはいけなくなって、無償の贈与ということで、名義を変えるために申請されたと聞いております。

○委員（7番 渡辺 勝美君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第40号、受付番号31番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第41号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第41号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号4番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鶴殿委員。

○委員（32番 鶴殿 徳康君） 議席番号32番、鶴殿です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号4番について、申請地は、平成28年6月3日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一团の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が畜舎であり農業用施設であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われ
ます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考え
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号4番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号4番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号5番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） 議席番号1番、水口です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号5番について、申請地は、平成28年5月24日に農振除外がされており、宅地が連たんしていることから、第3種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号5番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号5番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号6番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（24番 草野 定君） 議席番号24番、草野です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号6番について、申請地は、平成28年5月31日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が農業用資材置き場兼農作業場であり農業用施設であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号6番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号6番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第42号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号9番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせくださ
い。吉田委員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。農地法第5条第1項の規定による
許可申請の受付番号9番について、申請地は、農振白地であり、300メートル以内に雲仙市役
所国見総合支所が存在していることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2
項に該当するような事実認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号9番について、ご質疑がありましたらお願いします。

私のほうから事務局へ質問よろしいでしょうか。面積がちょうど500平米となっていますが、
やっぱりこういうこともあるわけですかね。

○課長補佐（増富 浩彦君） 分筆で500平米にされてるみたいです。

○議長（馬場 保君） わかりました。ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、受付番号9番の転用申請を認めること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号10番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。吉田委
員。

○委員（14番 吉田 良一君） 議席番号14番、吉田です。農地法第5条第1項の規定による
許可申請の受付番号10番について、申請地は、平成25年10月に農振除外されておりますが、
おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農
地であると考えられます。ただし、転用目的が個人住宅であり、集落に接続していることから、
例外的に許可をすることができる案件であると思われれます。農地法第5条第2項に該当するよ
うな事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何
ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号10番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号10番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号11番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号11番について、申請地は平成28年6月3日に農用地の用途区分変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が堆肥舎・倉庫であり、農業用施設であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。申請者は、島原市有明町で養豚業、肥料の販売等を行われています。島原市有明町で加工した堆肥を申請地に運び、申請地周辺の農家へ販売する計画です。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号11番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号11番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号12番から14番については同時申請の案件ですので、一括して審議したいと思ひます。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号12番、13番、14番について、申請地は、農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。ただし、転用目的が住宅・日常生活上必要な通路用地であり、申請地が集落に接続していることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号12番から14番について、ご質疑がありましたらお願いします。
鵜殿委員。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） ちょっと事務局にお伺いしますけれども、譲渡人の通路のよう
ですけれども、その持ち分ということになっておるんですけど、どういう土地の切り方をされる
んですか。

○議長（馬場 保君） 事務局お願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 委員さんが聞かれていることが、ちょっとどういうことかわかりま
せんけれども、登記簿謄本に、持ち分が5分の1と表示され、それぞれが5分の1ずつ権利を持
つということですね。その書いてあるとおりの権利の持ち分を持つということが、登記簿には載
るということです。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 譲渡人が5分の3ということは、自分の農地があるから5分の
3ということですか。それは法的にそういうふうになるわけですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 法的にもですけれども、このときに譲渡人が全部2人に渡してしま
ったら、その奥の譲渡人の農地に行く通路がなくなってしまいますよね、この場合でしたら。だ
から、譲渡人さんとしては、5分の3は権利を持っておくということです。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） これ、3人共有の土地というわけですね。

○課長補佐（増富 浩彦君） そうですね、集合住宅、建て売りのですね、中の道で考えてもらえ
ればいいです。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） こういう場合は、私道になるわけですかね。

○課長補佐（増富 浩彦君） 私道ですね。持ち分をその何軒かで持つというような持ち方をしま
すね。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） 鵜殿委員からご質疑ございましたけれども、ほかにご質疑はございませ
んか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、受付番号12番、13番、14番の転
用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第42号、受付番号12番、13番、14
番につきましては申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号15番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委

員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号15番について、申請地は、農振白地であり宅地が連たんしていることから、第3種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号15番について、ご質疑がありましたらお願いします。
〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号15番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
次に、受付番号16番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号16番について、申請地は、平成28年5月24日に農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。転用目的が自治会で使用する駐車場用地であり、日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できる案件であると思われます。しかし、現地調査会において、安全面での質問が幾つかありました。事務局に申請者へ指導するようお願いしておりましたので、説明をお願いします。以上です。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○課長補佐（増富 浩彦君） 現地調査会で現地確認のときに、この申請箇所が以前の大雨で、この別添2の76ページの写真でちょっとわかりにくいんですけども、ブロックがちょっと崩壊した事実がありまして、再び同じようなブロックの継ぎ方をしてあるところでまた大雨が来たら崩れるんじゃないかという意見が結構多数ありました。事務局のほうで指導をお願いしますということでしたので、行政書士のほうと連絡を取りまして、申請者のほうに、今回はどう土のうの入れ方をしたかということを確認したところ、震動コンパクターというんですかね。エンジンつきの土のうを固めるやつで結構押し固めてあるということなので回答はもらったんですけども、それだけじゃちょっと強度が足りないんじゃないかと思ひまして、一応現地確認のときに、委員さんたちから、上にコンクリートを張ったら少しでも強くなるんじゃないかという意見が出てま

したので、その旨伝えてはおります。コンクリートを張りますという回答まではもらってはおりませんが、張るようにしたほうがいいんじゃないかという行政書士の話でもありましたので、それをちょっと進めていって頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号16番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、受付番号16番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第43号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第43号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） 議案第43号に対する質疑を2ページごとに行います。

11ページ1番から13ページ15番は貸借による案件、16番から14ページ20番は所有権移転による案件、21番、22番は農地中間管理機構への貸し付けによる案件です。

11ページから12ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、13ページから14ページについて、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第43号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第44号農業経営基盤強化促進法第15条の規定に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第44号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 受付番号4番についての調整委員の指名でございますが、どなたが適任でしょうか。本田委員。

○委員（8番 本田 岩勝君） 議席番号8番、本田です。本案件については、農地の所在を考慮し地区調査会での協議の結果、4番、渡部委員と、13番、井上委員を推薦します。

以上です。

○議長（馬場 保君） ただいま、8番、本田委員より、4番、渡部委員と、13番、井上委員の推薦がありました。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め議案第44号、受付番号4番につきましては、4番、渡部委員と、13番、井上委員を指名することといたします。調整委員に指名された両委員には、部会後、通知により報告いたします。

次に、日程第7議案第45号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○主査（福田 智美君）

（議案第45号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われま

以上です。

○議長（馬場 保君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第45号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第45号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。

本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

午後 3 時 16 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年 7月 5日

議 長

署名委員

署名委員